

市川市スマートハウス関連設備導入費補助金交付要綱

市川市住宅用省エネルギー設備設置費補助金交付要綱（平成25年10月1日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、家庭における地球温暖化対策の推進に加え電力の強靱化を図るため、スマートハウス関連設備を導入した者等に対し、予算の範囲内において、市川市スマートハウス関連設備導入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、市川市補助金等交付規則（平成8年規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅 市内にある次に掲げる住宅（その一部を店舗、事務所等の用に供する住宅を含む。）をいう。

ア 一戸建ての住宅

イ 共同住宅

(2) スマートハウス関連設備 別表第1の左欄に掲げる設備の種類に応じ、同表の右欄に掲げる設備の要件を満たすものをいう。

(3) 補助対象設備 未使用のスマートハウス関連設備で、建築物、電気設備、ガス設備、水道設備及び道路運送車両に関する法令に準拠しているものをいう。

（補助対象設備を導入する住宅）

第3条 補助対象設備を導入する住宅は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める要件を満たすものとする。

(1) 補助対象設備が住宅用太陽光発電設備である場合 次に掲げる要件を満たすものであること。

ア 住宅用太陽光発電設備を設置する工事を開始する日の前日までに建築

工事が完了していること。

イ 次のいずれかの設備が設置されていること。

(ア) エネルギー管理システム（HEMS）（住宅全体の電力使用量等を自動で実測し、エネルギーの見える化を図るとともに、機器の電力使用量等を調整する制御機能を有し、機器の制御に係る装置（コントローラ等）が一般社団法人エコーネットコンソーシアムの定める「E C H O N E T L i t e」規格の認証を取得しているものをいう。）

(イ) 別表第1に定める設備の要件を満たす定置用リチウムイオン蓄電システム

ウ 次のいずれかに該当すること。

(ア) 補助対象設備を設置した者が所有し、かつ、居住する住宅

(イ) 補助対象設備を設置した者以外の者が所有する住宅であって、当該補助対象設備を設置した者が居住するもの

(2) 補助対象設備が定置用リチウムイオン蓄電システムである場合 次に掲げる要件を満たすものであること。

ア 住宅用太陽光発電設備を設置していること。

イ 次のいずれかに該当すること。

(ア) 補助対象設備を設置した者が所有し、かつ、居住する住宅

(イ) 補助対象設備を設置した者以外の者が所有する住宅であって、当該補助対象設備を設置した者が居住するもの

(ウ) 補助対象設備を設置した者が自己の居住の用に供するために新築した住宅

(エ) 住宅建設業者等が補助対象設備を設置した住宅であって、次条の規定により補助金の交付の対象となる者が自己の居住の用に供するために購入したもの

(3) 補助対象設備が電気自動車である場合 次に掲げる要件を満たすものであること。

ア 住宅用太陽光発電設備が設置され、発電した電気を電気自動車に充電

できること。

イ 補助対象設備を購入した者自らが居住する住宅であること。

- (4) 補助対象設備がV2H充放電設備である場合 次に掲げる要件を満たすものであること。

ア 住宅用太陽光発電設備が設置され、かつ、電気自動車を導入されていること。

イ 第2号イに掲げる要件を満たすものであること。

- (5) 補助対象設備が太陽熱利用システム及び家庭用燃料電池システムである場合 第2号イに掲げる要件を満たすものであること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助金の交付を申請する日の属する年度（第9条第4項において「申請年度」という。）の初日から2月末日までに前条（第2号イ(エ)及び第3号を除く。）に掲げる要件を満たす住宅に補助対象設備を設置するための工事を開始し当該工事を完了した者（第9条第2項第10号において「補助対象設備設置者」という。）、前条第2号イ(エ)に掲げる要件を満たす住宅を購入した者で当該期間内に当該住宅の引渡しを受けたもの（同項第11号において「住宅購入者」という。）又は前条第3号に掲げる要件を満たす住宅に当該期間内に電気自動車を導入した者（第9条第2項第10号において「電気自動車導入者」という。）であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく記録をされていること。
- (2) 補助対象者及び当該補助対象者と同一の世帯に属する者（未成年者を除く。）が本市に納付すべき市民税、固定資産税及び都市計画税を滞納していないこと。
- (3) 補助対象設備の導入に係る費用を負担し、当該補助対象設備を所有していること。（補助対象設備が電気自動車である場合にあっては、所有権留保付きローンで購入し、所有者が販売店又はファイナンス会社等である場合

を含む。)

- (4) 補助対象者以外の者が住宅を所有する場合又は住宅がその者との共有に属する場合にあっては、補助対象者以外の全ての住宅の所有者から、住宅に補助対象設備を設置することについて同意を得ていること。(補助対象設備が電気自動車である場合を除く。)
- (5) 住宅用太陽光発電設備を設置した場合にあっては、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）の規定により電気事業者と当該設備により発電した電気に係る特定契約を締結していること。
- (6) 住宅用太陽光発電設備又は定置用リチウムイオン蓄電システムを設置する場合にあっては、千葉県が実施する太陽光発電設備・蓄電池の共同購入支援事業により、補助対象設備を購入していないこと。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表第2のとおりとする。この場合において、第7条の規定により国その他の団体による補助に相当する額の交付を行わないこととしたことにより、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の補助対象経費に消費税及び地方消費税が含まれるときは、これらに相当する額を控除した額とする。

(市内事業者が施工した場合の補助金の額の特例)

第6条 住宅用太陽光発電設備の設置に係る工事を次の各号のいずれかに該当する者に請け負わせた場合の別表第2の規定の適用については、同表住宅用太陽光発電設備の項中「20,000円」とあるのは「25,000円」と、「90,000円」とあるのは「112,500円」と読み替えるものとする。

- (1) 市内に住所を有する個人であって、事業所得に係る申告をしているもの
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する法人であって、市川市税条例（昭和

29年条例第12号)第36条の2第9項の規定による申告をしたもの
(国その他の団体による補助との調整)

第7条 補助対象経費について、国その他の団体による補助を受けることができ、又は受けたことがあるときは、その限度において、補助金の交付は行わない。

(補助金の交付の制限)

第8条 補助金の交付は、補助対象設備(電気自動車を除く。)の種類ごとに、一の住宅につき1回(共同住宅の専有部分において利用する設備の設置にあつては、1戸につき1回)限り交付するものとする。ただし、過去に補助金の交付を受けた者と異なる世帯を構成する者が設備を設置する場合は、この限りでない。

2 電気自動車に係る補助金の交付は、電気自動車を導入する住宅において、申請者1人につき1回に限り交付するものとする。

(交付の申請)

第9条 規則第3条第1項の申請書は、市川市スマートハウス関連設備導入費補助金交付申請書(様式第1号(その1))によるものとする。

2 前項の申請書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助対象設備を導入した住宅(住宅建設業者等から補助対象設備が設置されている住宅を購入し、その引渡しを受けた場合にあっては、当該住宅)の所在を示す地図

(2) 補助対象者に係る住民票の写し

(3) 補助対象設備を設置した住宅が第3条に掲げる要件を満たしていることを証する書類

(4) 第4条第2号に規定する事項を証する書類

(5) 第4条第5号に規定する事項を証する書類

(6) スマートハウス関連設備に関する請負費(領収証)の内訳(様式第1号(その2))

(7) 市川市スマートハウス関連設備導入費補助金に係る補助対象設備の概要

(様式第1号(その3))

- (8) 第4条第4号に規定する場合にあっては、市川市スマートハウス関連設備導入費補助金交付申請に係る同意書(様式第2号)
- (9) 第1号に規定する住宅が賃貸住宅である場合にあっては、当該住宅の賃貸借契約書の写しその他これに類する書類(補助対象設備が電気自動車である場合を除く。)
- (10) 補助対象設備設置者及び電気自動車導入者にあっては、次に掲げる書類の写し
 - ア 補助対象設備の仕様が確認できる書類
 - イ 補助対象経費の内訳が確認できる契約書又は注文書等の写し
 - ウ 補助対象設備の設置に係る工事の着工日及び完了日が確認できる書類(補助対象設備が電気自動車である場合を除く。)
 - エ 電気自動車又はV2H充放電設備を導入する場合にあっては、自動車検査証の写し
- (11) 住宅購入者にあっては、次に掲げる書類の写し
 - ア 補助対象設備の仕様が確認できる書類
 - イ 補助対象経費の内訳が確認できる契約書又は注文書等の写し
 - ウ 第1号に規定する場合にあっては、購入した住宅の引渡しが行われた日を確認できる書類
- (12) 第6条第1号又は第2号に規定する事項を証する書類
- (13) 国その他の団体による補助を受けることができ、又は受けたことがある場合にあっては、その額が確認できる書類
- (14) 補助対象経費に係る領収証の写し
- (15) 補助対象設備を所有していることを確認できる書類
- (16) 補助対象設備が未使用であることを証する書類(補助対象設備が電気自動車である場合を除く。)
- (17) 補助対象設備の設置の状況が確認できる写真(電気自動車を導入する場合にあっては、保管場所において撮影した写真)

(18) その他市長が必要と認める書類

- 3 市長は、前項第2号及び第3号に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、第1項の申請書を提出した者の同意を得て当該書類の提出を省略させることができる。
- 4 第1項の申請書の提出期限は、申請年度の2月末日（その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い当該休日以外の日）とする。

（審査）

第10条 規則第4条第1項の規定による審査は、前条第1項の申請書の提出を受けた順に行うものとする。ただし、同時に2以上の申請書の提出を受けたときは、抽選により審査を行う順序を決定し、審査を行うものとする。

（交付の条件）

第11条 規則第5条第1項の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付を受けて設置した補助対象設備については、補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後第15条第4項に定める期間を経過するまでの間、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。
- (2) 前号の場合において、市長の承認を受けて補助対象設備を処分することにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (3) 補助金の交付を受けて設置した補助対象設備の利用について、市長が行う調査に協力すること。
- (4) 前3号に掲げる条件に違反した場合又は補助金の交付の決定後にその要件を満たしていないことが判明した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。

(決定の通知)

第12条 規則第6条の規定による通知は、市川市スマートハウス関連設備導入費補助金交付可否決定通知書兼補助金額確定通知書(様式第3号)により行うものとする。

(交付の請求)

第13条 規則第16条の交付請求書は、市川市スマートハウス関連設備導入費補助金交付請求書(様式第4号)によるものとする。

2 前項の請求書の提出期限は、市長が別に定める日とする。

(決定の取消し)

第14条 規則第18条第3項の規定による通知は、市川市スマートハウス関連設備導入費補助金交付決定取消通知書(様式第5号)により行うものとする。

(財産処分の制限)

第15条 規則第21条本文の承認を受けようとする者は、市川市スマートハウス関連設備導入費補助金財産処分承認申請書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、速やかに承認の可否を決定し、市川市スマートハウス関連設備導入費補助金財産処分(承認・不承認)通知書(様式第7号)により、当該申請書を提出した者に通知するものとする。

3 規則第21条第2号の市長が定めるものは、補助金の交付を受けて住宅に設置した補助対象設備とする。

4 規則第21条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数とする。ただし、電気自動車にあつては、4年とする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成26年6月26日から施行し、改正後の市川市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

(市川市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の廃止等)

- 2 市川市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱(平成18年4月1日施行)は、廃止する。
- 3 平成26年4月1日前に交付決定された前項の規定による廃止前の市川市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第1条に規定する補助金については、同要綱の規定は、なおその効力を有する。

(経過措置)

- 4 平成26年4月1日前に交付決定された改正前の市川市住宅用省エネルギー設備設置費補助金交付要綱第1条に規定する補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成26年8月4日から施行し、改正後の第5条の規定は、同年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に存する改正前の様式による書類については、当分の間、必要な補正をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成26年11月6日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成27年4月27日から施行し、改正後の市川市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1の規定は、平成27年4月1日以後の申請に係る市川市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金について適用し、同日前の申請に係る市川市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現に存する改正前の様式による用紙については、必要な補正をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、平成28年4月1日以後の申請に係る市川市スマートハウス関連設備設置費補助金について適用し、同日前の申請に係る市川市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の市川市スマートハウス関連設備設置費補助金交付要綱の規定は、平成29年度以後の年度分の市川市スマートハウス関連設備設置費補助金について適用し、平成28年度分までの市川市スマートハウス関連設備設置費補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の市川市スマートハウス関連設備設置費補助金交付要綱の規定は、

平成30年4月1日以後の申請に係る市川市スマートハウス関連設備設置費補助金について適用し、同日前の申請に係る市川市スマートハウス関連設備設置費補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の市川市スマートハウス関連設備設置費補助金交付要綱の規定は、平成31年4月1日以後の申請に係る市川市スマートハウス関連設備設置費補助金について適用し、同日前の申請に係る市川市スマートハウス関連設備設置費補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に存する改正前の様式による用紙については、当分の間、必要な補正をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年4月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の市川市スマートハウス関連設備導入費補助金交付要綱の規定は、令和4年度以後の年度分の市川市スマートハウス関連設備導入費補助金につ

いて適用し、令和3年度分までの市川市スマートハウス関連設備設置費補助金については、なお従前の例による。

別表第 1 (第 2 条関係)

設備の種類	設備の要件
住宅用太陽光発電設備	<p>太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに附属する設備であって、次に掲げる要件を満たすもののうち、設置された住宅において電気が消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるものをいう。</p> <p>(1) 太陽電池の出力を監視する等により、全自動運転（自動起動・自動停止）を行うものであること。</p> <p>(2) 対象設備（既存設備の出力を増加する目的で設備を設置する場合にあっては、既存設備分を含めた増設後の設備）を構成する太陽電池の公称最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力のいずれか小さい方（複数のパワーコンディショナーを設置する場合にあっては、系列ごとに当該値を合計した数値）が 10 キロワット未満であること。</p> <p>(3) 太陽電池モジュールの性能及び安全性について、次の規格等のいずれかに該当するものであること。</p> <p>ア 国際電気標準会議の規格又は日本産業規格に適合しているもの</p> <p>イ 一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているもの</p> <p>ウ 一般社団法人太陽光発電協会 J P E A 代行申請センターにおいて設備認定に係る型式登録がされているもの</p>
太陽熱利用システム	<p>一般財団法人ベターリビングにより優良住宅部品（B L 部品）として認定を受けたものであって、集熱器により太陽の熱エネルギーを集めて給湯及び空調に利用するシステムで、動力を使用して熱媒等を循環させるもの（集熱方式が「自然循環型」に分類されるものを除く。）をいう。</p>
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	<p>国が平成 25 年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人燃料電池普及促進協会の指定を受けているものであって、燃料電池ユニット及び貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、L P ガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるものをいう。</p>
定置用リチウ	<p>国が平成 25 年度以降に実施する補助事業における補助対</p>

<p>ムイオン蓄電システム</p>	<p>象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであって、リチウムイオン蓄電池部(リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。)並びにインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力等を繰り返し蓄え、停電時、電力需要ピーク時等に必要に応じて電気を活用することができるものをいう。</p>
<p>電気自動車</p>	<p>電池によって駆動する電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。)で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「電気」と記載されているもののうち次に掲げる要件を満たすものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの(中古の輸入車の初度登録車を除く。)であること。 (2) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、市川市内の住所であること。 (3) 自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。 (4) 国が令和3年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている電気自動車であること。 (5) 自動車検査証の用途が「乗用」であり、かつ、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている4輪であること。
<p>V2H充放電設備</p>	<p>電気自動車と住宅の間で相互に電気を供給できる設備のうち、国が令和3年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象と</p>

されているものであること。

別表第2（第5条関係）

設備の種類	補助対象経費	補助金の額
住宅用太陽光発電設備	太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナー（インバータ・保護装置）、その他附属機器（計測・表示装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器等）の購入費及び工事費（据付・配線工事等）	太陽電池モジュールの公称最大出力（キロワットを単位とする。）の合計値（当該合計値に小数点以下2位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）に、20,000円を乗じて得た額とし、90,000円を限度とする。
太陽熱利用システム	設備本体（集熱器、蓄熱槽等）、架台、その他の附属機器（集熱配管、リモコン等）の購入費及び工事費（据付・配線・配管工事等）	補助対象経費として支出した額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、50,000円を限度とする。
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	設備本体（燃料電池ユニット、貯湯ユニット等）及び附属品（給湯器、リモコン等）の購入費及び工事費（据付・配線・配管工事等）	補助対象経費として支出した額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、停電時自立運転機能を有している場合にあっては100,000円、停電時自立運転機能を有していない場合にあっては50,000円を限度とする。
定置用リチウムイオン蓄電システム	設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）及び附属品（計測・表示装置、キュービクル等）の購入費及び工事費（据付・配線工事等）	補助対象経費として支出した額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、70,000円を限度とする。
電気自動車	電気自動車本体の購入費	補助対象経費として支出した額（その額に1,000円

		未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、住宅用太陽光発電設備が設置されている場合にあつては100,000円、住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備が設置されている場合にあつては150,000円を限度とする。
V2H充放電設備	V2H充放電設備本体の購入費	補助対象経費として支出した額に10分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、250,000円を限度とする。

(表面)

市川市スマートハウス関連設備導入費補助金交付申請書

市川市長

(〒 -)
 住 所
 申 請 者 フリガナ
 氏 名
 電話番号
 緊急連絡先

市川市スマートハウス関連設備導入費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

補助対象設備を設置する住宅の所在地			
上記住宅の建築区分	<input type="checkbox"/> 既築	<input type="checkbox"/> 新築(注文住宅)	<input type="checkbox"/> 建売住宅
上記住宅の所有者			

	補助対象設備	補助金申請額
導入する補助対象設備 ※ 表の中から設置する対象の設備を選んで☑してください。 ※ 住宅用太陽光発電設備以外の設備に係る補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額となります。	<input type="checkbox"/> 住宅用太陽光発電設備 上限 90,000 円、112,500 円	円
	<input type="checkbox"/> 太陽熱利用システム 上限 5 万円	円
	・家庭用燃料電池システム <input type="checkbox"/> 停電時自立運転機能あり 上限 10 万円 <input type="checkbox"/> 停電時自立運転機能なし 上限 5 万円	円
	<input type="checkbox"/> 定置用リチウムイオン蓄電システム 上限 7 万円	円
	・電気自動車 <input type="checkbox"/> 住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設 上限 15 万円 <input type="checkbox"/> 住宅用太陽光発電設備を併設 上限 10 万円	円
	<input type="checkbox"/> V2H充放電設備 補助対象経費×1/10 (上限 25 万円)	円
	補助金交付申請合計額	円

※ 様式第1号(その2)「スマートハウス関連設備に関する請負費(領収証)の内訳」及び様式第1号(その3)「市川市スマートハウス関連設備導入費補助対象設備の概要」も、ご記入ください

(裏面)

補助対象設備の工事等	着手日	年 月 日 ※設備により着手日が異なる場合は、最も早い日を記載してください。
	完了日	年 月 日 ※設備により完了日が異なる場合は、最も遅い日を記載してください。

補助対象者に係る住民票の写し

市長が住民基本台帳法に基づく記録を確認することに、 同意します

※ 同意する場合には、にチェックを入れてください。

※ 同意されない場合には、補助対象者に係る住民票の写しを添付してください。

市民税、固定資産税及び都市計画税を滞納していないことを証明する書類

補助対象者	市長が市民税、固定資産税及び都市計画税の納付状況を確認することに、 <input type="checkbox"/> 同意します
補助対象者と同一の世帯に属する者	市長が市民税、固定資産税及び都市計画税の納付状況を確認することに、 <input type="checkbox"/> 同意します
氏名	
氏名	市長が市民税、固定資産税及び都市計画税の納付状況を確認することに、 <input type="checkbox"/> 同意します

※ 同意する場合には、にチェックを入れてください。

※ 同意されない場合には、市民税、固定資産税及び都市計画税を滞納していないことを証明する書類を添付してください。

※ 補助対象者と同一の世帯に属する者は、未成年者以外の方の氏名を記載し、チェックを入れてください。欄が足りない場合は、コピーして追加してください。

※ 補助対象者と同一の世帯に属する者の氏名の記載及び納付状況の確認の同意に関するチェックは、同意をする方が行ってください。

スマートハウス関連設備に関する請負費（領収証）の内訳

1. 補助対象経費及び補助金申請額

補助対象設備	項目	金額（税抜）	補助金交付申請額
住宅用太陽光発電設備	① 購入費（太陽電池モジュール）		円 ※上限90,000円 （市内業者は上限112,500円）
	② 購入費（架台）		
	③ 購入費（パワーコンディショナー）		
	④ 購入費（その他附属機器）		
	⑤ 工事費		
	⑥ 補助対象経費（①+②+③+④+⑤）		
	⑦ 国等の補助金申請額		
	⑧ 補助対象経費-国等の補助金申請額（⑥-⑦）		
太陽熱利用システム	⑨ 購入費（本体）		円 ※上限5万円
	⑩ 購入費（架台）		
	⑪ 購入費（その他付属機器）		
	⑫ 工事費		
	⑬ 補助対象経費（⑨+⑩+⑪+⑫：1,000円未満切捨て）		
	⑭ 国等の補助金申請額		
	⑮ 補助対象経費-国等の補助金申請額（⑬-⑭：1,000円未満切捨て）		
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	⑯ 購入費（本体、附属品）		円 ※機能により、上限5万/上限10万
	⑰ 工事費		
	⑱ 補助対象経費（⑯+⑰：1,000円未満切捨て）		
	⑲ 国等の補助金申請額		
	⑳ 補助対象経費-国等の補助金申請額（⑱-⑲：1,000円未満切捨て）		
定置用リチウムイオン蓄電システム	㉑ 購入費（本体、附属品）		円 ※上限7万円
	㉒ 工事費		
	㉓ 補助対象経費（㉑+㉒：1,000円未満切捨て）		
	㉔ 国等の補助金申請額		
	㉕ 補助対象経費-国等の補助金申請額（㉓-㉔：1,000円未満切捨て）		
電気自動車	㉖ 購入費（本体）		円 ※併設設備により、上限10万円/上限15万円
	㉗ 補助対象経費（㉖：1,000円未満切捨て）		
	㉘ 国等の補助金申請額		
	㉙ 補助対象経費-国等の補助金申請額（㉗-㉘：1,000円未満切捨て）		
V2H充放電設備	㉚ 購入費（本体）		円 ※補助対象経費×1/10 上限25万円
	㉛ 補助対象経費（㉚：1,000円未満切捨て）		
	㉜ 国等の補助金申請額		
	㉝ 補助対象経費-国等の補助金申請額（㉛-㉜：1,000円未満切捨て）		
補助金交付申請合計額			円

※ 住宅用太陽光発電設備は、公称最大出力1キロワット当たり20,000円（市内事業者施工の場合は25,000円）を補助します。上限は90,000円（市内事業者施工の場合は112,500円）です。

2. 申請等の書類内容の問い合わせ先（当該申請者以外が補助金申請を代行している場合に記入）

会社名	
所属・担当者名	
e-mail	
TEL/FAX	

※ 当該補助金申請に係る市からの発送書類は、申請者に送付いたします。

市川市スマートハウス関連設備導入費補助金に係る補助対象設備の概要（1/2）

住宅用太陽光発電設備	補助対象設備の要件 （□に「✓」を記載）	未使用品である。		□はい	
		既存のシステムに増設する。		□はい □いいえ	
		既存のシステムを交換する。		□はい □いいえ	
		設置工事着工前日までに建築工事が完了している。		□はい	
		エネルギー管理システム（HEMS）が設置されている。		□あり □なし	
		定置用リチウムイオン蓄電システムが設置されている。		□あり □なし	
		千葉県が実施する太陽光発電設備・蓄電池の共同購入支援事業により購入したものである。		□いいえ	
	製造者名				
	品名番号	太陽電池モジュール：	パワーコンディショナー：		
	製造番号	パワーコンディショナー：			
	太陽電池モジュール 公称最大出力	□	□	□	キロワット（小数点以下第3位を四捨五入）
	エネルギー管理システム（HEMS）	住宅全体の電力使用量等を自動で実測し、エネルギーの見える化を図るとともに、機器の電力使用量等を調整する制御機能を有する。		□はい	
	補助対象設備の要件 （□に「✓」を記載）	機器の制御に係る装置（コントローラ等）が一般社団法人エコネットコンソーシアムの定める「ECHONET Lite」規格の認証を取得している。		□はい	
	製造者名				
品名番号	データ集約機器：	データ計測機器：			
	モニター：				
製造番号	データ集約機器：				
定置用リチウムイオン蓄電システム	国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものである。		□はい		
製造者名		品名番号			
製造番号		蓄電容量	kWh		
太陽熱利用システム	補助対象設備の要件 （□に「✓」を記載）	一般財団法人バタリービングにより優良住宅部品（BL部品）として認定を受けたものである。		□はい	
		集熱方式が自然循環型である。		□いいえ	
		未使用品である。		□はい	
	製造者名				
品名番号		製造番号			
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	補助対象設備の要件 （□に「✓」を記載）	国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人燃料電池普及促進協会の指定を受けているものである。		□はい	
		未使用品である。		□はい	
		停電時自立運転機能がある		□あり □なし	
	製造者名		発電出力	kW	
	品名番号	発電ユニット：	貯湯ユニット：		
製造番号	発電ユニット：	貯湯ユニット：			

(裏面)

市川市スマートハウス関連設備導入費補助金に係る補助対象設備の概要 (2/2)

定置用リチウムイオン蓄電システム	補助対象設備の要件 (□に「✓」を記載)	国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものである。	<input type="checkbox"/> はい	
		住宅用太陽光発電設備を設置している。	<input type="checkbox"/> はい	
		未使用品である。	<input type="checkbox"/> はい	
		千葉県が実施する太陽光発電設備・蓄電池の共同購入支援事業により購入したものである。	<input type="checkbox"/> いいえ	
	製造者名			
S I Iパッケージ型番				
製造番号		蓄電容量	kWh	
電気自動車	補助対象設備の要件 (□に「✓」を記載)	国が令和3年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人次世代自動車振興センターの指定を受けているものである。	<input type="checkbox"/> はい	
		新車である。	<input type="checkbox"/> はい	
		住宅用太陽光発電設備を設置している。	<input type="checkbox"/> はい	
		住宅用太陽光発電で発電した電気を電気自動車に充電できる。	<input type="checkbox"/> はい	
		V2H充放電設備がある。	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
	メーカー名・車名			
	型式			
	所有者	氏名または名称：	住所：	
	使用者	氏名または名称：	住所：	
	使用の本拠の位置			
V2H充放電設備	補助対象設備の要件 (□に「✓」を記載)	電気自動車と住宅の間で相互に電気を供給できる設備のうち、国が令和3年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人次世代自動車振興センターの指定を受けているものである。	<input type="checkbox"/> はい	
		未使用品である。	<input type="checkbox"/> はい	
		住宅用太陽光発電設備を設置している	<input type="checkbox"/> あり	
		電気自動車が導入されている。	<input type="checkbox"/> あり	
	メーカー名			
型式				

様式第 2 号（第 9 条関係）

市川市スマートハウス関連設備導入費補助金交付申請に係る同意書

年 月 日

市川市長

（〒 — ）
住 所
フリガナ
氏名
電話番号
緊急連絡先

私は、私の所有する住宅に補助金申請者が市川市スマートハウス関連設備導入費補助金の交付対象となる設備を設置することについて、同意しています。

補助金申請者の氏名	
設備を設置する住宅の所在地	
設置する設備の種類	1 住宅用太陽光発電設備 2 太陽熱利用システム 3 家庭用燃料電池システム（エネファーム） 4 定置用リチウムイオン蓄電システム 5 V 2 H 充放電設備

様式第3号（第12条関係）

市川市スマートハウス関連設備導入費補助金交付可否決定通知書
兼補助金額確定通知書

市川第 - 号
年 月 日

様

市川市長

年 月 日付で申請のあった市川市スマートハウス関連設備導入費補助金について、下記のとおり決定したので、通知します。

記

1 交付します。

(1) 交付の条件

ア 補助金の交付を受けて設置した補助対象設備については、補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後市川市スマートハウス関連設備導入費補助金交付要綱第15条第4項に定める期間を経過するまでの間、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は除去しないこと。

イ アの場合において、市長の承認を受けて補助対象設備を処分することにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

ウ 補助金の交付を受けて設置した補助対象設備の利用について、市長が行う調査に協力すること。

エ アからウまでに掲げる条件に違反した場合又は補助金の交付の決定後にその要件を満たしていないことが判明した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。

(2) 補助金交付確定額 円

(内訳)

- ・ 住宅用太陽光発電設備 円
- ・ 太陽熱利用システム 円
- ・ 家庭用燃料電池システム 円
- ・ 定置用リチウムイオン蓄電システム 円
- ・ 電気自動車 円
- ・ V2H充放電設備 円

2 交付しません。

理由

(教示)

様式第5号（第14条関係）

市川市スマートハウス関連設備導入費補助金交付決定取消通知書

年 月 日

様

市川市長

市川市補助金等交付規則第18条第1項第 号の規定により、下記のとおり市川市スマートハウス関連設備導入費補助金の交付決定の（一部・全部）を取り消したので、通知します。

記

1 補助金交付決定日 年 月 日

2 補助金の交付決定の取消内容

3 補助金の交付決定の取消理由

（教示）

様式第7号（第15条関係）

市川市スマートハウス関連設備導入費補助金
財産処分（承認・不承認）通知書

市川第 _____ 号
年 _____ 月 _____ 日

様

市川市長

年 _____ 月 _____ 日付けで申請のあった市川市スマートハウス関連設備導入費補助金に係る補助対象設備の処分について、下記のとおり決定したので、通知します。

記

1 承認します。

(1) 承認の条件

(2) 納付額 _____ 円
(※財産処分により収入が生じる場合)

2 承認しません。

(理由)

(教示)